

一般民事リーガルクリニックの活動報告

栗田 陸雄
(本法務研究科教授)

1 2005年度(開設1年目)

一般民事リーガルクリニックは、地域社会に貢献するための無料法律相談であると同時に、学生に対してナマの事実を法的な権利に構成する能力を育て、またローヤリング教育を実践するために、カリキュラムの一環をなしている。まずリーガルクリニックのカリキュラム上の位置づけについて説明しておきたい。一般民事のリーガルクリニックの履修者には、4回の出席・事前学修・事後の検討会参加・レポート提出を義務づけ、また偏りを避けるために地方自治リーガルクリニック及び国際人権リーガルクリニックにも計2回の出席等を義務づけた。さらに、一般民事のリーガルクリニックは、相談者の利便性を考慮して、学内のリーガルクリニック室のほかみなとみらいの本学エクステンションセンターにおいても実施することとし、学生は双方への出席が義務づけられた。またこの科目は、3年次配当・1単位の実務基礎科目である。成績評価は、出席要件及びレポートの内容を審査し、可否によることとした。

次に法律相談の方法は、以下のようなものである。

- ① 本研究科のホームページ及び新聞等で相談を募集し、事務室において電話で受け付けた後、担当者が内容を検討の上選別して、相談日時を決定する。
- ② 相談にあたっては、本研究科の実務家教員1名と民事系研究者教員1名が共同で担当し(責任者は実務家教員)、また2ないし4名程度の学生を参加させる。

- ③ 相談には、本研究科の実務家教員1名が責任者として、また研究者教員1名が共同担当者としてあたり、履修学生は、実務家教員ごとにチームを編制することとした。
- ④ 相談案件及び事前学修の内容については、担当者がEラーニング上において指示し、学生はEラーニングの掲示板上で自主的に人数調整をして参加するものとした。
- ⑤ 相談は、1件について一回、アドバイスのみを原則とするが、担当者の裁量により、継続相談及び受任も可能とした。
- ⑥ 相談に際しては、責任者が相談者にリーガルクリニックの趣旨を説明し、相談内容について匿名性を保証したうえで教材として用いる可能性があること、また学生の参加について文書による同意を得ることとした。
- ⑦ 責任者は、相談案件ごとに相談及びアドバイスの内容を記載した相談票を作成し、また相談票はプライバシー保護の観点から事務室において一括して管理保存することとした。

2005年度の担当者は、以下の通りであった(肩書は当時)。

実務家教員 鈴木繁次教授 間部俊明教授
研究者教員 栗田陸雄(教授・民訴法)、田口勉(教授・民法)、鶴藤倫道(教授・民法)、椽川泰史(教授・商法)、丸山茂(教授・民法)、中村寿宏(准教授・倒産法)
相談は、大学の一斉休暇期間を除き、原則と

して金曜日の18:00-19:00及び19:30-20:30の時間帯に2件実施するものとし、またそれぞれの相談の後30分の検討時間を設けた。

相談の進行は、責任担当者の主導のもとに、相談内容の聞き取り・整理、法的なアドバイスをを行うという仕方で行われた。相談件数は、35件であったが、継続して相談を受けたものは2件、そのうち1件は受任事件であった。そのほかは、1度の相談で終了している。相談案件の内訳は、別表の通りであるが、ここでは、分類項目として「売買・賃貸借等契約関係」をはじめとして7つを挙げているが、これらは、相談票における43の分類項目を集約したものである。また1つの相談案件がその内容上複数の項目にまたがる場合も少なくないが、相談内容の要点を基準として1件の相談は、1つの項目に分類している。2005年度の特徴としては、売買及び遺産分割等の相談がやや多かったことを挙げることができよう。また受任案件は、筆界特定に関するものであったが、担当者の指導のもとで学生が事実上及び法律上の観点について調査を行い、それに基づいて関係者の間で和解契約が成立している。またこの年は、既修者15名全員が履修している。

またリーガルクリニックを活性化するための試みとして、外部から須網隆夫氏（早稲田大学法科大学院教授・弁護士）および柳重雄氏（独協大学法科大学院客員教授・弁護士）を招き、2006年3月11日（土）14-17 横浜キャンパス16号館視聴覚ホールBにおいて「リーガルクリニックの現状と課題～各大学の取組みから」と題するシンポジウムおよびパネルディスカッションを開催した。

2 2006年度（開設2年目）

前年度の実績をふまえて、運用面において次のような変更を行った。

- ① 単位取得の要件としての出席回数は、現3年生については、昨年と同様6回とするが、現2年生以降の学生が履修するに際し

ては8回以上の参加を義務づけるものとした。また従来の法律相談への出席に加えて、リーガルクリニック特別企画（シンポジウム等）への参加を1回分として認め、またさらに担当者が特に受任した事案に参加した場合には、その時間数を考慮して参加回数を認定するものとして要件の明確化を図った。

- ② 7月から神奈川大学と横浜弁護士会との提携により、みなとみらいの神奈川大学エクステンションセンターにおいて「横浜弁護士会神奈川大学みなとみらい法律相談センター」が開設される運びとなった。ここでは、横浜弁護士会の弁護士が、毎週木・金の午後5:30から8:30まで、原則として1回に1件30分の相談と10分の学生への指導を4件実施し、1回について2名の学生の参加を認めるものである。またこの法律相談は、ほぼ従来のエクステンションセンターにおけるものに相当し、学生は、一般民事の法律相談のうち2回（2件）の参加が義務づけられた。これに伴い、本研究科も教員による一般民事の法律相談は、学内のリーガルクリニック室におけるものに限定された。

- ③ 実務家教員の負担軽減を図るため、新たに一般民事のリーガルクリニックの担当者として本間豊弁護士及び三宮政俊弁護士を講師として迎え、実務家教員は4名の体制となった。

本年の相談の特徴としては、相談件数が54件に増加したこと、また離婚・財産管理事件が14件に増加したことを挙げることができる。これらのうち継続案件及び受任事件はなかった。この年の履修者は16名であった。

3 2007年度（開設3年目）

カリキュラムの改正により、この年の入学生からリーガルクリニックは、2単位とされ、また2年次または3年次の履修が可能となった。

別表（過去3年間の相談案件）

事案の分類 年度	売買・賃貸借等契約関係	離婚・財産管理等	遺産分割・相続等	通行・境界等相隣関係	民事執行	交通事故・医療過誤・債務不履行等	登記・雇用・消費者被害その他	合計
2005年度	9	1	9	5	3	5	3	35
2006年度	17	14	11	6	0	5	1	54
2007年度	13	2	14	3	1	3	6	42

この改訂は、内容の充実を図るとともに学生に時間割上の選択の幅を広げることで、履修者の増加を企図したものである。

なお実務家教員については、鈴木繁次教授が2007年3月末をもって退職し、新しく仁平正夫教授と高橋理一郎教授が4月に赴任したことにより、間部俊明教授、本間豊講師、三宮政俊講師に加えて5名となった。研究者教員については、2005年度以降変更がない。

本年度の相談の特徴としては、相談件数が42件とやや減少し、またその中では、契約関係と遺産分割等の事件が多かったことである。この年の履修者は、21名であった。

4 総括と展望

リーガルクリニックは、学生に対してその理論的応用力を高めるのみでなく、プロフェッションとしての自覚を養うことに役立つであろう。

これまでのところ、国際人権クリニックおよび地方自治クリニックを合わせれば、ほぼ全ての学生がリーガルクリニックを履修しており、また全般的な印象として、学生は十分な準備を経たうえで緊張感をもって参加していたと思われる。これにより、リーガルクリニックは、所期した成果を挙げつつあると考えられる。また準備段階及び開設時からほぼ4年間にわたり、丸山教授が構想及び運営全体の責任者としてここまで到達することができたものである。しかし、今後の課題として、地域社会に根ざした法曹を養成するために、これまでやや不足気味であった、消費者問題や企業経営の問題等を取り込み、バランスのとれた相談案件を確保するようにいっそうの努力をすること、また次にローヤリングのあり方について共通認識を高めて行くこと等の必要性を感じている。